

二十四 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前																				
<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 5-2</p> <p>別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td style="text-align: center;"> <p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第39条第2</u> <u>項第2号</u>……</p> </td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑦	<p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第39条第2</u> <u>項第2号</u>……</p>	<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 5-2</p> <p>別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td style="text-align: center;"> <p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第13条第2</u> <u>項第2号</u>……</p> </td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑦	<p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第13条第2</u> <u>項第2号</u>……</p>
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
⑦	<p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第39条第2</u> <u>項第2号</u>……</p>																	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
⑦	<p>……<u>森林法施行</u> <u>規則第13条第2</u> <u>項第2号</u>……</p>																	

二十五 第 65 条の 7 ~ 第 65 条の 9 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)-12</p> <p>.....<u>第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 45 条第 2 項及び第 46 条の 3 から第 48 条まで</u>.....<u>これ</u> <u>らの規定</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)-12</p> <p>.....<u>第 42 条の 11</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>措置法第 46 条の 3 から第 48 条まで</u>.....<u>これらの条</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13</p> <p>.....第 42 条の 11、<u>第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7 (3) - 13</p> <p>.....第 42 条の 11.....</p>

二十六 第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(遊休資産の交換)</u></p> <p><u>65 の 13-1 措置法第 65 条の 13 第 1 項又は第 4 項の規定は、現に事業の用に供していない固定資産について同条第 1 項各号に掲げる交換又は譲渡 (同項に規定する認定計画に従ってするものに限る。以下「交換等」という。) をした場合にも適用があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 の規定は、法第 2 条第 20 号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む法人の有する土地で、当該法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの (販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。) 又は当該法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し、<u>相当の期間所有していることが明らかなものは、棚卸資産に該当しない。</u></u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(交換等の対象となる隣接土地の範囲)</u></p> <p><u>65の13-2 措置法第65条の13第1項に規定する隣接土地には、立木その他独立して取引の対象となる土地の定着物に含まれないのであるが、その土地が宅地である場合には、庭木、石垣、庭園（庭園に附属する亭、庭内神し（祠）その他これらに類する附属設備を含む。）その他これらに類するものうち宅地と一体として交換等がされるもの（建物及びこれに附属する設備並びに構築物に該当するものを除く。）は含まれる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(土地の上に存する権利)</u></p> <p><u>65の13-3 措置法第65条の13第1項に規定する「隣接土地の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合)</u></p> <p><u>65の13-4 一の所有隣接土地等（措置法第65条の13第1項に規定する所有隣接土地等をいう。以下同じ。）について同項第1号に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）との交換により、同項に規定する認定事業用地（以下「認定事業用地」という。）の区域以外の地域内にある同号に規定する土地建物等（以下「土地建物等」という。）とともに当該認定事業用地の区域内にある土地建物等（以下「事業用地内土地建物等」という。）を取得したときは、当該事業用地内土地建物等の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして同項又は同条第4項の規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、当該交換について同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該事業用地内土地建物等を取得資産として法第50条第1項</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>若しくは第5項又は措置法第65条の9若しくは第65条の10の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</u></p> <p><u>65の13-5 認定事業用地の区域内と区域外にまたがる一の土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）について、交換等をした場合には当該交換等により譲渡した土地等のうち当該認定事業用地の区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第65条の13第1項又は第4項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>この場合において、当該区域内の土地等についてこれらの規定の適用を受けるときの当該区域外の土地等の交換等については、法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第65条の2第1項、第65条の7第1項（同法第65条の8第7項において準用する場合を含む。）若しくは第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含む。）、第65条の9若しくは第65条の10の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(民間都市開発推進機構からの譲受けの契約方式)</u></p> <p><u>65の13-6 措置法第65条の13第1項第2号に規定する所有隣接土地等の譲渡及び民間都市開発推進機構からの土地建物等の譲受けの方法は、所有隣接土地等を有する法人、認定事業者及び民間都市開発推進機構の三者間において締結された、次に掲げる事項を定めた契約に従って行う方法をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 所有隣接土地等を有する法人が認定事業者に対して所有隣接土地等を譲渡することと併せて、民間都市開発推進機構が所有隣接土地等を有する法人に対し、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第17条第3項に規定する事業見込地の一部（以下「譲受け事業見込地」という。）を譲渡すること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(2) 次のイ又はロに掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 所有隣接土地等を有する法人が認定事業者に対して行う当該所有隣接土地等の譲渡の対価に相当する金額を、認定事業者が、民間都市開発推進機構に対して支払うこと並びに所有隣接土地等を有する法人と民間都市開発推進機構の間で、当該所有隣接土地等及び譲受け事業見込地の対価の差金を授受すること。</p> <p>ロ 民間都市開発推進機構が所有隣接土地等を有する法人に対して行う譲受け事業見込地の譲渡の対価に相当する金額を、認定事業者が、民間都市開発推進機構に対して支払うこと並びに所有隣接土地等を有する法人と認定事業者が当該所有隣接土地等及び譲受け事業見込地の対価の差金を授受すること。</p> <p>(土地建物等が交換取得資産等に該当するかどうかの判定)</p> <p>65の13-7 法人の取得した土地建物等が措置法第65条の13第1項に規定する交換取得資産等（以下「交換取得資産等」という。）に該当するかどうかを判定する場合において、その取得した土地建物等が同項各号に規定する認定計画に係る認定事業用地の区域以外の地域内にあるかどうかは、その土地建物等を取得した時の現況による。</p> <p>(2以上の交換取得資産等を取得した場合における圧縮限度額の計算)</p> <p>65の13-8 2以上の交換取得資産等を取得した場合における個々の交換取得資産等に係る措置法第65条の13第1項に規定する圧縮限度額は、同項に規定する交換譲渡資産等（以下「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産等の取得価額の合計額のうち占める個々の交換取得資産等の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</u></p> <p><u>65の13-9 法人が、その取得した交換取得資産等について措置法第65条の13第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、当該交換取得資産等の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）における譲渡対価の額（特別勘定の経理の対象となった額）とがあるときは、そのいずれの額から充てたものとするかは法人の計算による。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費)</u></p> <p><u>65の13-10 交換譲渡資産等に係る措置法第65条の13第2項第3号に規定する「交換又は譲渡に要した経費」には、交換等に当たり支出した当該交換譲渡資産等に係る仲介手数料その他その交換等に要した経費の額のほか、土地の交換等に関する契約の一環として、又は当該交換等のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等（以下「取壊し等」という。）をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額（当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。）及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(2以上の資産の交換等をした場合の経費の額の計算)</u></p> <p><u>65の13-11 措置法第65条の13第2項第3号の規定により交換譲渡資産等の帳簿価額に加算すべき交換等に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換等をされた所有隣接土地等が2以上あるときは、当該交換等に要した経費</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>の額は、原則として個々の所有隣接土地等につきその交換等に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の所有隣接土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の所有隣接土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。</u></p> <p><u>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</u></p> <p><u>65の13-12 法人が、交換譲渡資産等の交換等に要する経費を支出することとなる場合における措置法第65条の13及び第65条の14の規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該交換等があった日を含む事業年度において、翌事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）以後に当該交換等に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合 64(3)-8及び64(3)-10の取扱い</u></p> <p>(注) <u>これらの取扱いに準じて交換譲渡資産等の交換等に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換等があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。</u></p> <p>(2) <u>当該交換譲渡資産等の交換等に伴い当該特別勘定を設けた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の85の規定により特別勘定を設けた当該連結事業年度）後の事業年度において当該交換等に要する経費を支出した場合 64(3)-11の取扱い</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</u></p> <p><u>65の13-13 措置法第65条の13第1項又は第4項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が法人の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>交換取得資産等に係る損金算入額は、法人が確定申告書等又は同条第6項に規定する書類に記載した交換取得資産等につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</u></p> <p><u>65の13-14 措置法第65条の13第1項(同法第65条の14第8項において準用する場合を含む。)又は措置法第65条の13第4項(同法第65条の14第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた交換取得資産等については、その取得価額の一部が交換差金又は交換譲渡資産等の譲渡対価以外の資金から成るときであっても、措置法第65条の13第3項又は第5項において準用する措置法第65条の7第7項に掲げる特別償却等を行うことはできないことに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(特別勘定の設定に関する承認申請書の提出)</u></p> <p><u>65の13-15 法第75条の2第1項に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、措置法規則第22条の9の2第4項に規定する申請書の提出は、交換譲渡資産等を譲渡した日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</u></p> <p><u>65の13-16 措置法第65条の14第11項及び第12項に規定する特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、64(3)-19の取扱いを準用する。</u></p>

二十七 第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(比較対象取引の意義)</p> <p>66の4(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>.....場合における、66の4(3)-1の(2)、(3)又は(6)から(9)まで</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p><u>(8) 措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 4 号に掲げる方法 国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p><u>(9) 措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 5 号に掲げる方法 国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p>	<p>(比較対象取引の意義)</p> <p>66の4(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>.....場合において、66の4(3)-1の(2)、(3)、(6)又は(7).....</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(同種又は類似の棚卸資産の意義)</p> <p>66 の 4 (3) - 2措置法令第 39 条の 12 第 6 項、第 7 項並びに第 8 項第 1 号イ、 <u>同号ハ(1)及び第 2 号から第 5 号まで</u>..... </p> <p>.....措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号イ、同号ハ(1)及び第 2 号 <u>から第 5 号まで</u>.....</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66 の 4 (6) - 1 <u>措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号から第 5 号まで</u>..... <u>同項第 6 号</u>..... (1) (2)措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号又は<u>第 4 号</u>..... ... (注)</p>	<p>(同種又は類似の棚卸資産の意義)</p> <p>66 の 4 (3) - 2措置法令第 39 条の 12 第 6 項、第 7 項並びに第 8 項第 1 号イ、 <u>同号ハ(1)、第 2 号及び第 3 号</u>..... </p> <p>.....措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号イ、同号ハ(1)、第 2 号及 <u>び第 3 号</u>.....</p> <p>(準ずる方法の例示)</p> <p>66 の 4 (6) - 1 <u>措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号及び第 3 号</u>..... ...<u>同項第 4 号</u>..... (1) (2)措置法令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号..... ... (注)</p>

二十八 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66 の 6 - 9<u>800 万円</u>.....</p>	<p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66 の 6 - 9<u>600 万円</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66の6-10の2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第57条の9第1項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66の6-20 措置法第66条の7第1項<u>並びに</u>措置法令第39条の14第2項第1号 及び第39条の18第9項……………</p>	<p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>66の6-10の2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第57条の10第1項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66の6-20 措置法第66条の7第1項<u>及び</u>措置法令第39条の14第2項第1号… ……………</p>

二十九 第66条の10(技術研究組合の所得の計算の特例)関係

改 正 後	改 正 前
第66条の10(技術研究組合の <u>所得の計算</u> の特例)関係	第66条の10(技術研究組合の <u>所得計算</u> の特例)関係

三十 第67条(社会保険診療報酬の所得の計算の特例)関係

改 正 後	改 正 前
第67条(社会保険診療報酬の <u>所得の計算</u> の特例)関係	第67条(社会保険診療報酬の <u>所得計算</u> の特例)関係
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>67-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>	(6) <u>障害者自立支援法</u>
.....	
(7)	(7)
<u>(総収入金額の範囲)</u>	(新 設)
<u>67-2の2 措置法第67条第1項に規定する総収入金額とは、医療法人の営む医療活動から生ずる収益の額をいうのであるから、例えば、次の金額は含まれないことに留意する。</u>	
(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入金額</u>	
(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡に係る収益の額</u>	
(3) <u>受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額</u>	
(4) <u>貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等の収入金額</u>	
(5) <u>医薬品の仕入れ割戻しの金額</u>	
(6) <u>電話使用料、自動販売機等の手数料に係る収入金額</u>	
(7) <u>マスク、歯ブラシ等の物品販売収入の額</u>	

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第114号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成25年財務省令第21号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>